

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会運営要領 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(開催の周知)</p> <p>第3条 公開する会議の開催は、原則として、会議開催の日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を、協働推進課及び<u>文書法制課</u>内の行政資料コーナーに備え置くとともに、奈良市ホームページにより周知するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(会議録の作成)</p> <p>第10条 <u>審議会の会議録は、会議の公開又は非公開にかかわらず、作成し、議事の概要を記した要点筆記とする。</u></p> <p>2 会議録_____は、会長及び会長の指名する委員1人の署名により確定する。</p> <p>3 会議を公開した場合には、会議録の確定後に、<u>第1項</u>の会議録を協働推進課及び<u>文書法制課</u>内の行政資料コーナーに備え置くものとする。</p> <p>4 会議を公開しなかった場合には、<u>会議録</u>の確定後に、会議の概要を作成し、当該会議の概要を協働推進課及び<u>文書法制課</u>内の行政資料コーナーに備え置くものとする。</p> <p>5 <u>第1項</u>の会議録又は<u>前項</u>の会議の概要は、当該会議が開催された日の属する年度の翌年度の末日まで備え置くものとする。</p>	<p>(開催の周知)</p> <p>第3条 公開する会議の開催は、原則として、会議開催の日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を、協働推進課及び<u>総務課</u>内の行政資料コーナーに備え置くとともに、奈良市ホームページにより周知するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(会議録の作成)</p> <p>第10条 <u>審議会の会議を公開したときは要点筆記による会議録を、非公開としたときは会議の概要を、作成するものとする。</u></p> <p>2 会議録<u>又は会議の概要</u>は、会長及び会長の指名する委員1人の署名により確定する。</p> <p>3 会議を公開した場合には、会議録の確定後に、_____会議録を協働推進課及び<u>総務課</u>内の行政資料コーナーに備え置くものとする。</p> <p>4 会議を公開しなかった場合には、<u>会議の概要</u>の確定後に、会議の概要を_____協働推進課及び<u>総務課</u>内の行政資料コーナーに備え置くものとする。</p> <p>5 _____会議録又は_____会議の概要は、当該会議が開催された日の属する年度の翌年度の末日まで備え置くものとする。</p>